

新たなコミュニケーション基盤の整備にかかる基本計画策定業務 仕様書

1 業務名

新たなコミュニケーション基盤の整備にかかる基本計画策定業務

2 履行期間

契約日から令和3年3月31日まで

3 履行場所

三重県本庁舎ほか

4 本業務の目的

三重県（以下、「本県」という。）では、デジタル技術を駆使して行政事務を効率化し、県民・企業等への効果的・効率的な行政サービスの提供や、職員の生産性向上を実現する「スマート自治体」への転換をめざしている。

現在、AI・RPA やペーパーレス化のほか、コロナ禍におけるテレワーク・Web会議の導入を推進しており、さらに今後は、コロナ後の新常态を見据え、申請等のオンライン化やクラウドサービスの利用など、新たなデジタル技術を活用した行政サービスの創出（DX＝デジタル・トランスフォーメーション）にも取り組むこととしている。

こうした状況にある一方で、現在の情報基盤については、情報セキュリティ対策の抜本的強化（いわゆる「三層の対策」）や、全庁ネットワーク・システムへ接続する端末の環境等に起因する利便性・効率性の低下を招いている状況であり、DXの推進に向けて、コミュニケーション基盤としてのあり方を抜本的に見直す必要が生じている。

そこで本業務は、情報セキュリティを確保しつつ、ネットワーク・システム環境の見直しや、データ活用をはじめとしたデジタル技術の先進的な利活用、新しい働き方の実現等を可能にする新たなコミュニケーション基盤の整備に向けて、専門的な見地からの十分な検証・分析を行い、その考え方を基本計画として策定するものである。

5 納品物件と提出期限

(1) 基本計画書（1版）

令和2年12月11日（予定）

(2) 費用積算

令和2年12月11日（予定）

(3) RFI仕様書

令和3年1月29日（予定）

(4) 基本計画書（最終版）

令和3年3月26日

これら納品物件については、紙媒体1部、電子媒体（CD-ROMまたは、DVD-ROM）1部を納品すること。

6 本委託業務の概要

(1) 基本計画書（1版）の作成

本県のDXを推進する新たなコミュニケーション基盤の整備に向けて、主に次の各項目で整理した内容を基本計画書（1版）として取りまとめ、本県の承認を得ること。さらに、計画の妥当性を評価するため、RFI仕様書を作成すること。

ア 県民サービス・生産性向上に向けた環境整備

- ① デジタル技術を活用した業務効率化を行い、県民サービスと生産性の向上を実現するため、現行の情報ネットワークやシステムの調査・分析を行うほか、本県担当者へのヒアリング等を通じて改善すべき課題を抽出・整理すること。
- ② 本県が現在取り組んでいるテレワーク環境について改善すべき課題を抽出・整理すること。そのうえで、本県が採用すべき「三層の対策」のあり方も含めて、最適なテレワーク環境の要件を整理するとともに、実現方法の検討を行うこと。なお、現行のテレワーク環境については別紙1を参照すること。
- ③ ②の検討にあわせて、メールやグループウェア等の庁内システムやアプリケーション、業務端末（一人一台端末）のあり方のほか、県民サービスや生産性向上につながるデータ活用や新たなデジタル技術の導入について調査・研究を行うとともに、実現方法の検討を行うこと。

イ 本県が取り組むべき「三層の対策」

- ① 「ア 県民サービス・生産性向上に向けた環境整備」の検討にあわせて、本県が現在取り組んでいる「三層の対策」について、本県担当者へのヒアリング等を通じて改善すべき課題を抽出・整理すること。なお、現行の「三層の対策」については別紙2を参照すること。
- ② ①を踏まえ、令和2年5月に総務省から公表された「自治体情報セキュリティ対策の見直しについて」や、他自治体・企業における事例等に基づき、本県が今後採用すべき情報セキュリティ対策に求める要件を整理するとともに、実現方法の検討を行うこと。

ウ その他

- ① 上記の取組を踏まえて、本県が運用している「三重県情報ネットワー

ク]等について改変・更新すべき事項があればその項目を整理すること。
なお、「三重県情報ネットワーク」については、令和3年1月から新たに運用を開始する別紙3「三重県行政 WAN 論理構成図」の構成を参照すること。

② 上記取組のほか、今後本県が取り組むべき事項がある場合は積極的に提案すること。

(2) 費用積算の作成

(1) で整理した内容について優先順位付けを行い、優先順位の高いものについては具体的な解決手段を明示するとともに、費用積算を作成し、本県の承認を得ること。

(3) 基本計画書（最終版）の作成

RFI の結果に基づき、基本計画書（1 版）の修正を行い、基本計画書（最終版）として取りまとめること。

7 本県の役割（CIO 補佐業務受託事業者を含む）

(1) 基本的な方針の提示

(2) 成果物の内容確認・承認

(3) 県関係者間の調整

(4) RFI の実施

※CIO 補佐業務について

本県では、情報システム調達への支援や評価の導入など、IT 投資に係る PDCA サイクルの確立に向けた取り組みに対して、CIO 補佐業務として、外部専門家による支援を受けている。

8 その他注意事項

(1) 本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。

(2) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。

(3) 本委託業務を行う際、現行の情報ネットワークやシステムに対して影響がある場合は、本県業務に影響を与えない時間帯での作業を前提とし、事前に本県の承認を得ること。

(4) 本委託業務のスケジュールについては、事前に本県の承認を得ること。

(5) 打ち合わせの内容については、議事録を作成し、提出すること。

(6) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変

- 更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (7) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。
- (8) 本委託業務の受託事業者及び関連事業者は、令和3年度以降の実施を想定している新たなコミュニケーション基盤の設計・構築、保守業務等、全ての受託事業者（再委託先を含む）になることはできないものとする。なお「関連事業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。
- (9) 受託事業者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (10) 受託事業者が(9)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。